

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	52 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	51 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月まで
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、昭和 60 年度は経済的な理由で国民年金の免除申請をしたが、昭和 61 年からは大きな仕事が入り、経済的にも安定したので、保険料を納付できるようになっており、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、15 か月と比較的短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされている上、オンライン記録上、申立期間直後の保険料納付日（平成元年 6 月 28 日）の時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間当時、仕事で収入があり、保険料を納付できる状況にあったと供述しているところ、申立人提出の資料を見ると、昭和 62 年 4 月に大規模な業務を行っていることが確認でき、申立人の供述に不自然さはいかたがう。

さらに、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び平成 3 年 4 月から 7 年 3 月までの期間について、申立人の妻は申請免除となっており、世帯の収入は少なかったと推認されるが、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付しており、申立期間の前後を通じて納付意欲があったことがうかがわれる。

なお、申立期間において申立人の妻が未納となっていることについて、申立人の妻は、「当時、3 人の子供の世話をするのに精一杯で、自分の国民年

金保険料は納付していなかった。また、夫の保険料を自分が納付したことはない。」旨供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形厚生年金 事案 1019～1069（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月31日に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年7月31日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、国（厚生労働省）の記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していた株式会社Aが、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた株式会社Aから提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業所に係る同種の案件51件 (別添一覧表参照)

山形厚生年金1019～1069 別添一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
山形厚生年金1019	女		昭和27年生		36万 円
山形厚生年金1020	女		昭和24年生		12万 8,000円
山形厚生年金1021	女		昭和27年生		25万 円
山形厚生年金1022	女		昭和29年生		12万 円
山形厚生年金1023	女		昭和32年生		20万 円
山形厚生年金1024	女		昭和30年生		12万 円
山形厚生年金1025	女		昭和34年生		5万 円
山形厚生年金1026	男		昭和40年生		25万 円
山形厚生年金1027	女		昭和49年生		14万 5,000円
山形厚生年金1028	女		昭和40年生		11万 8,000円
山形厚生年金1029	女		昭和31年生		20万 5,000円
山形厚生年金1030	女		昭和44年生		40万 円
山形厚生年金1031	女		昭和50年生		19万 8,000円
山形厚生年金1032	女		昭和48年生		17万 8,000円
山形厚生年金1033	女		昭和44年生		15万 3,000円
山形厚生年金1034	女		昭和28年生		13万 円
山形厚生年金1035	女		昭和48年生		18万 円
山形厚生年金1036	女		昭和24年生		12万 1,000円
山形厚生年金1037	女		昭和41年生		8万 1,000円
山形厚生年金1038	女		昭和25年生		11万 3,000円
山形厚生年金1039	女		昭和42年生		10万 6,000円
山形厚生年金1040	女		昭和46年生		14万 6,000円
山形厚生年金1041	女		昭和45年生		14万 4,000円
山形厚生年金1042	女		昭和43年生		21万 1,000円
山形厚生年金1043	女		昭和42年生		13万 7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
山形厚生年金1044	女		昭和49年生		11万 3,000円
山形厚生年金1045	女		昭和33年生		18万 5,000円
山形厚生年金1046	女		昭和49年生		12万 5,000円
山形厚生年金1047	女		昭和27年生		13万 3,000円
山形厚生年金1048	女		昭和52年生		13万 6,000円
山形厚生年金1049	女		昭和32年生		26万 1,000円
山形厚生年金1050	女		昭和50年生		12万 9,000円
山形厚生年金1051	女		昭和39年生		9万 3,000円
山形厚生年金1052	女		昭和48年生		19万 4,000円
山形厚生年金1053	女		昭和29年生		12万 3,000円
山形厚生年金1054	女		昭和41年生		11万 円
山形厚生年金1055	女		昭和27年生		10万 円
山形厚生年金1056	女		昭和47年生		11万 2,000円
山形厚生年金1057	女		昭和52年生		9万 円
山形厚生年金1058	女		昭和53年生		7万 円
山形厚生年金1059	女		昭和43年生		10万 円
山形厚生年金1060	女		昭和43年生		8万 円
山形厚生年金1061	女		昭和57年生		7万 円
山形厚生年金1062	女		昭和53年生		7万 円
山形厚生年金1063	女		昭和35年生		7万 円
山形厚生年金1064	女		昭和45年生		6万 円
山形厚生年金1065	女		昭和54年生		5万 円
山形厚生年金1066	女		昭和45年生		8万 円
山形厚生年金1067	女		昭和44年生		3万 円
山形厚生年金1068	女		昭和52年生		2万 円
山形厚生年金1069	女		昭和53年生		2万 円

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年1月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和49年3月にA区役所のB出張所に出向いて加入手続をし、以後、A区にあった金融機関の窓口で、1回当たりの納付期限ごとに、納付書に3,000円から5,000円ぐらいの現金を添えて、国民年金保険料を納付したはずである。国民年金の加入手続の時期については、同年に実施された国政選挙か区議会議員選挙に際し、私の手元に投票所入場券が送付されず、行政機関の過失により、私の住民票が職権消除されていたことが分かった年であったので、明確に記憶している。申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の戸籍の附票を見ると、申立期間当時の住所(A区)欄の外に、「昭和48年10月20日住民票職権消除通知」と記録されているとともに、次の「住所」欄及び「住所を定めた日」欄に、「本籍に同じ」及び「51年2月1日」と記載されていることから、48年10月20日から51年1月31日までの間、申立人は住所が定まっていなかったことが確認できる。このため、申立期間当時、申立人はA区に住民票が無く、申立期間に係る国民年金保険料の納付書がA区から申立人あてに送付されたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立期間を含む3期間(昭和46年2月から同年4月までの期間、49年1月及び申立期間)は、平成13年11月9日に社会保険事務所において国民年金と厚生年金保険との記録補正が行われ、昭和46年2月26日までさかのぼって国民年金の加入記録を挿入したため、未

納期間となったことが確認できることから、申立期間当時は未加入期間であったことがうかがえる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 4 月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は制度上、時効により納付することができない上、申立人に対し別の同記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成3年6月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付した記録が無いとの回答をもらった。
しかし、申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付しており、未納とされていることに納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人自身が保険料の納付に直接関与していない上、その妻から聴取しても、申立期間当時の記憶が定かではなく、申立てを確認できる供述が得られないことから、保険料の納付状況は不明である。

また、年金事務所の領収済報告書及びオンライン記録から、申立人は平成5年8月25日に、3年7月から4年3月までの9か月分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、この時点では、申立期間の保険料は制度上、時効により納付できない。

さらに、一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間の一部に未納期間が見受けられるほか、申立人は、申立期間当時納付が可能であった国民年金保険料額は「二人分で月額1万円以内であり、それ以上であれば納付できなかった。」旨回答しているところ、申立期間当時の定額保険料は、月額6,740円から9,000円であり、夫婦の保険料を併せて納付したとするといずれの期間も月額1万円を超過することから、申立人の主張と相違している。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 54 年 3 月まで
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、申立期間については、母が納付組織を通じて、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間について、納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が納付組織を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、戸籍の附票によると、申立期間については、住民票を A 市に異動していることが確認でき、母親が居住していた B 市では当該期間に係る納付書は発行されず、保険料を納付することはできないことから、申立人の主張と相違している。

また、申立人自身が国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする母親からは申立期間に係る具体的な供述は得られない上、国民年金の加入手続をしてきていたとする父親も既に死亡していることから、加入状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月15日から41年6月7日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、申立期間に季節労働者としてA株式会社に勤務し、B市内で勤務していた。申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA株式会社C作業所は、申立期間のうち昭和38年3月15日から41年1月1日まで厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人が申立期間当時、当該事業所の所長であったとして名前を挙げた同僚(死亡)の厚生年金保険の加入記録から、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所での具体的な勤務年月及び勤務回数の記憶が定かではないほか、申立期間当時、一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚二人に照会したところ、回答があった一人は、「当該事業所での勤務経験は無い。」旨供述している。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた上記同僚二人についても、申立人と同様に、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いほか、両者共に、申立期間当時は国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が勤務していたとする事業所は、昭和41年1月1日に厚生

年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明である上、当該事業所の本社も平成 18 年 6 月 30 日に解散登記されており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関係資料及び供述等は得られない。

加えて、当該事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者二人に対し、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を照会したところ、二人から回答を得たが、いずれも申立人に関する記憶が無いほか、「当時の厚生年金保険の加入は、正社員（出向社員を含む。）のみである。」旨供述しており、申立人の勤務実態を確認できる供述及び申立人が厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険被保険者整理番号に欠番は見られず、同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 31 日から 45 年 2 月 23 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、株式会社Aにおいて、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされる昭和 44 年 8 月 31 日から 45 年 2 月 23 日までの間、B、C、D及びEに派遣され、継続して勤務した。45 年 2 月には、次の会社への就職が既に内定していたため、同僚と一緒に申立事業所を同時期に退職し、F株式会社に入社した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から、申立期間当時撮影したとして提出された写真には、制服を着用した申立人の姿が写されているほか、写真の余白には「SEP・69」の撮影年月が印字されていることから、申立人は、昭和 44 年 9 月時点で、事業所は特定できないものの、勤務実態があったことは推認できる。

しかし、申立人が、申立期間当時申立事業所で一緒に勤務し、同時期に退職したとして名前を挙げた同僚は、「私は、申立人を誘って申立事業所をほぼ同時期に退職した後、すぐに次の会社であるF株式会社で働き始めた。同社では、数か月間の試用期間を経て、正社員に採用された。」旨供述している上、当該同僚も、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、雇用保険の加入記録を見ると、申立人は、申立事業所の離職年月日が昭和 44 年 8 月 30 日となっていることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と一致する上、申立期間のうち 45 年 1 月 21 日からは、F株式会社に

において雇用保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、申立事業所に勤務していたことが確認できる者5人に対し、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を照会したところ、3人から回答を得たが、申立人の勤務実態及び申立人が厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立事業所の後継事業所では、「昭和40年代の申立事業所に係る関係書類については、昭和57年に合併した際、すべて廃棄処分した。」としており、申立人の勤務実態等を確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 14 日から 9 年 4 月 1 日まで

私は、平成 4 年 6 月に株式会社 A に入社し、5 年 12 月 14 日から社会保険に加入し保険証をもらった記憶がある。

給与から厚生年金保険料を差し引かれていた記憶があるので、申立期間の厚生年金保険の加入について調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できる上、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成 14 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在も不明であることから、申立てを裏付ける関連資料等は得られなかった。

また、申立人が同じ雇用形態だったとして名前を挙げた同僚二人のうち一人は、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び申立事業所に係るオンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者で、申立人の被保険者整理番号の前後の者 17 人に対し、申立人の厚生年金保険の加入の有無について照会したところ、9 人から回答が得られ、うち 5 人は「申立人はパートとして勤務していた。」と回答している上、3 人は「パートの厚生年金保険の加入は希望制であり、夫の扶養になっている方については厚生年金保険に加入していない人もいた。」旨回答しており、申立人が申立期間当時、厚生年金保険に加入し、保険料を控除されて

いたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間が含まれる平成4年2月6日から9年4月1日までの期間について、夫の政府管掌健康保険の被扶養者であることが確認できるほか、国民年金の第3号被保険者期間となっていることも確認でき、当該記録はB町が保管する国民年金被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1073（事案 223 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月15日から34年4月25日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、申立期間にAに勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務したとする株式会社Aは、昭和31年2月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立期間及びその前後の期間に申立人の加入記録は見当たらず、被保険者整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、iii) 申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、厚生年金保険料の控除の事実が確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、今回、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 12 日から 37 年 4 月 8 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給している旨の回答をもらった。
しかし、私は、A 株式会社に勤務していた申立期間について、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無く、国（厚生労働省）の記録上、脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立人の記録の前後に記載されている女性 116 人のうち、29 人が申立人と同じ昭和 37 年に退職しており、このうち 26 人に当該事業所を退職後に脱退手当金の支給記録がある上、このうち 24 人は、資格喪失日から 5 か月から 7 か月までの間に脱退手当金の支給決定が行われており、支給日が同一の同僚も複数確認できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者の資格喪失日から 6 か月後の昭和 37 年 10 月 11 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人が勤務していたとする事業所は、昭和 55 年 12 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び役員も所在不明であるか又は死亡していることから、申立内容を確認できる関連資料及び供述は得られない。

加えて、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうか

がわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1075 (事案 124 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月23日まで

申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けたが、私は脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、脱退手当金支給記録があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されていること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いこと、iii) 脱退手当金の支給要件である被保険者資格の喪失から1年経過後に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはないこと、iv) 申立人は受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合、未支給と認定する新たな基準ができたとして再申立てを行っているが、申立人が所持する「労働者年金保険被保険者台帳記号番号通知票」には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が無いものの、「脱」表示を開始したのは昭和28年11月からであり、申立期間当時は「脱」表示が押印されなかったことから、「脱」の表示がないことをもって、脱退手当金の支給がなかったとは判断できず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 25 年 12 月 20 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、昭和 21 年 4 月から 60 年 3 月まで、A 株式会社に正社員として勤務しており、申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、当該事業所の同僚の供述から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無い上、上記同僚から、保険料控除に関する具体的な供述が得られないことから、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所では申立人が同事業所に勤務していたと回答しているものの、当時の関連資料が無く、具体的な勤務期間や厚生年金保険料の控除について申立てを裏付ける供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。